

医師 たんぽぽ第二保育園 登園許可書

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発生や流行をできるだけ防ぐことで、子ども達が一日快適に生活できるよう、下記の感染症について登園許可書の提出をお願いいたします。

必ず保育士に手渡してください。

園児氏名

該当疾患に○	疾患名	登園の目安
	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで
	新型コロナウイルス	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱後3日を経過するまで
	風疹(三日ばしか)	発疹が消失するまで
	水痘 (みずぼうそう)	全ての発疹が痂皮化するまで
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	咽頭結膜熱(プール熱) (アデノウイルス)	主な症状が消失した後2日経過するまで
	結核	病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで
	流行性角結膜炎 (はやり目)	感染力が非常に強い為結膜炎の症状が消失してから
	腸管出血性大腸菌感染症 (O157・O26・O111)	症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されていること
	急性出血性結膜炎	医師により感染のおそれがないと認められていること
	侵襲性髄膜炎菌感染症 (髄膜炎菌性髄膜炎)	医師により感染のおそれがないと認められていること

上記の疾患は他児への感染のおそれはないと判断したので、 年 月 日より登園をしてよいことを証明します。

証明日: 年 月 日

医療機関名

医師名

⑩またはサイン

※ 医師の許可が出るまでは出席停止扱いになります。

※ 厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン」に基づき作成しております。

R6.1 月